

岩手県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）、「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）交付要綱」（令和2年5月14日付け厚生労働省発子0514第1号厚生労働事務次官通知）、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「保育人材確保通知」という。）、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「保育所設置支援通知」という。）及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、知事が適当と認めた者（盛岡市内に所在する施設の設置者及び盛岡市内に所在する施設に勤務する者を除く。）又は市町村が行う保育人材の確保及び保育環境の改善等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、もって子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

(補助金の交付の対象)

第3 第2に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表第1のとおりとし、交付額は次により算出された額の合計額とする。ただし、別表第1の事業ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 事業ごとに、基準額と経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に事業ごとの補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

第4 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(交付の条件)

第5 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 別表第1の事業の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- ア 区分ごとの30パーセントを超える増減
 - イ 事業費の30パーセントを超える増減
 - ウ 事業の中止又は廃止
 - エ 上記各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 市町村が補助金を民間団体に交付する場合には、(1)から(4)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(提出書類及び提出期日)

第8 実施要綱及び規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月11日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1 (第3関係)

区分	事業	補助事業者	基準額	経費	補助率
直接補助事業	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「養成施設」という。)受講料等補助)	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設(以下「認定こども園等」という。)の設置者又は当該施設に勤務する対象者	養成施設の受講に要した経費の2分の1に相当する額以内の額(ただし、100,000円を上限とする。)	保育人材確保通知別添1保育士資格取得支援事業実施要綱6(3)①に基づき、保育士資格取得支援事業を実施するために必要な経費	10/10
	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(代替保育士雇上費補助)	認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設(公立施設を除く。以下「私立認定こども園等」という。)の設置者	代替保育士1人1日当たり6,790円		
	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭免許状を有するものであって、かつ、保育士資格を有していない者	養成施設の受講に要した経費の2分の1に相当する額以内の額(ただし、100,000円を上限とする。)		
	保育所等保育士資格取得支援事業	保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院、児童養護施設(いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。以下「私立保育所等」という。)の設置者又は当該施設に勤務する対象者	養成施設の受講に要した経費の2分の1に相当する額以内の額(ただし、以下の額を上限とする。) ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する場合 300,000円 イ 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知、以下、「試験実施通知」という。)の別表の②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ウ 試験実施通知の別表①により保育士資格を有する場合 200,000円		
新型コロナウイルス感染症対策事業	児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を除く。)	児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を除く。)	500,000円以内(保育所設置支援通知別添5保育環境改善等事業実施要綱に基づき、安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う事業により、令和元年度及び令和2年度において、県及び当該施設が所在する市町村から衛生用品の支給又は補助金の交付を受けている場合においては、それらの額を控除した額)	保育所設置支援通知別添5保育環境改善等事業実施要綱に基づき、安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行うために必要な経費(児童福祉法第59条の2に基づく届出前に要した経費を除く。)	10/10
間接補助事業	保育体制強化事業	市町村	1か所当たり月額100,000円	保育人材確保通知別添7保育体制強化事業実施要綱に基づき、保育支援者の配置に要する経費	1/4
	保育補助者雇上強化事業	市町村(中核市を除く。)	1 定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額2,258,000円 2 定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額4,516,000円	保育人材確保通知別添8保育補助者雇上強化事業実施要綱に基づき、保育補助者の雇上げに要する経費	1/8
	保育環境改善事業(熱中症対策事業)	市町村(中核市を除く。)	1か所当たり1,029,000円	保育所設置支援通知別添5保育環境改善等事業実施要綱に基づき、熱中症対策事業の実施に要する経費	2/3

別表第2 (第8関係)

区分	条項等	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
直接補助事業 (保育士資格 取得支援事 業)	実施要綱別添1の5の 規定による書類	事業実施計画書	第1号	対象者が養成施設に入学した日 又は養成施設からの受講許可を 得た日のいずれか早い日の属す る年度の末日まで
	規則第4条の規定によ る書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金(保育士資格取得支 援事業) 交付申請書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金(保育士資 格取得支援事業) 所要額内訳表 2 口座振替先報告書 3 その他知事が必要と認める書類	第2号 第2号-1 第3号	対象者が保育士証等の交付を受 けた後、勤務対象施設に勤務を開 始した日の属する月の末日まで。 ただし、やむを得ない理由により 当該期日までに提出できない場 合は、この限りでない。
	規則第6条第1項第1 号、第2号及び第3号の 規定により承認を受け る場合の書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金(保育士資格取得支 援事業) 変更(中止、廃止) 承認申請書 1 事業実施計画書 2 その他知事が必要と認める書類	第4号 第1号	変更(中止、廃止)の理由が生じ た日から14日以内
	規則第13条第1項の規 定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金(保育士資格取得支 援事業) 請求書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金(保育士資 格取得支援事業) 精算書 2 完了報告書 3 勤務(予定) 証明書 5 その他知事が必要と認める書類	第5号 第5号-1 第6号 第7号	別に定める。
直接補助事業 (新型コロナ ウイルス感染 症対策事業)	規則第4条の規定によ る書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金(新型コロナウイル ス感染症対策事業) 交付申請書 1 事業実施計画書 2 振込口座の銀行名、支店名、普通及び当座の別、口座 番号、名義人(フリガナ)が分かる部分の通帳の写し 3 その他知事が必要と認める書類	第12号 第13号	別に定める。
	規則第6条第1項第1 号、第2号及び第3号の 規定により承認を受け る場合の書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金(新型コロナウイル ス感染症対策事業) 変更(中止、廃止) 承認申請書 1 事業実施計画書 2 その他知事が必要と認める書類	第14号 第13号	変更(中止、廃止)の理由が生じ た日から14日以内
	規則第13条第1項の規 定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金(新型コロナウイル ス感染症対策事業) 請求書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金(新型コロナウ イルス感染症対策事業) 事業実績報告書 2 岩手県保育対策総合支援事業費補助金(新型コロナウ イルス感染症対策事業) 精算書	第15号 第16号 第17号	当該事業を完了した日(規則第6 条第1項)第3号に規定する事業 の中止又は廃止の承認を受けた 場合には、当該承認の通知を受理 した日)から30日を経過した日又 は補助金の交付の決定を受けた

		3 対象経費の支払証拠書類（領収書の写し等） 4 購入備品の写真 5 その他知事が必要と認める書類		年度の3月31日のいずれか早い日
間接補助事業 （保育体制強化事業及び保育補助者雇上	規則第4条の規定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金交付申請書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金所要額調書 2 岩手県保育対策総合支援事業費補助金内訳書 3 その他知事が必要と認める書類	第8号 第8号-1 第8号-2	別に定める。
強化事業、保育環境改善事業（熱中症対策事業）	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受けられる場合の書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 岩手県保育対策総合支援事業費補助金所要額調書 2 岩手県保育対策総合支援事業費補助金内訳書 3 その他知事が必要と認める書類	第9号 第8号-1 第8号-2	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
	規則第13条第1項の規定による書類	岩手県保育対策総合支援事業費補助金請求書 1 事業実績報告書 2 岩手県保育対策総合支援事業費補助金精算書 3 岩手県保育対策総合支援事業費補助金内訳書 4 その他知事が必要と認める書類	第11号 第10号 第10号-1 第10号-2	別に定める。